

可燃ごみの拠点回収場所で使用する 防鳥用ネットを無料で お配りしています

カラス等によるごみの飛散を防止し、
ごみを出しやすく、収集しやすい環境を整備することで、
地域の公衆衛生の向上を図ります。

★防鳥用ネットの貸与は、申請する地域自治組織と使用する拠点の利用者が協力して管理することが条件です。地域の皆さんでよくご相談のうえでお申し込みください。

注意事項

- ① 地域長、区長、自治会長及び町内会長など、地域自治組織の代表者から申請してください。
- ② 3世帯以上が利用する可燃ごみの拠点回収場所に限りません。
- ③ お配りしてから1年間は無償貸与です。市の物品として大切に使用してください。
- ④ 貸与を受けた防鳥用ネット及びネットを使用する拠点は、申請した地域自治組織及び拠点の利用者が協力し、適切に管理してください。
- ⑤ 貸与を受けた防鳥用ネットは、カラス等によるごみの飛散防止のために使用してください。
- ⑥ 貸与を受けた防鳥用ネットを 転貸や売却することはできません。
- ⑦ 貸与を受けた防鳥用ネットの補修が必要な場合、その費用は地域自治組織及び拠点の利用者が協力して負担してください。
- ⑧ 万が一、使用に際して事故や損害が発生しても、市は一切の責任を負いません。
- ⑨ 一度貸与を受けると、その後3年間は同じ拠点で貸与を受けることができません。
- ⑩ ごみBOXの設置等に係る補助金と重複することはできません。

※この事業は、可燃ごみ有料指定袋製の収益を活用しています。

お問合せ：まち美化推進課（75-1215）

1 貸与物品の種類

お配りする物品の種類は、次の2種類です。
排出されるごみの量や使用される場所の広さに応じて、拠点1か所あたり、いずれか1枚をお選びください。

防鳥用ネット（2種類）

※色は「黄色」です。

種類	大きさ	指定袋(45ℓ)の目安
大	3m×4m	約40袋
小	2m×3m	約20袋

注) 各年度、約100枚ずつ用意していますが、申請多数の場合は受付順にお配りします。

不足分については、翌年度にお配りする予定ですが、予算の状況によりご希望に添えない場合があります。

2 申請の方法

記載例を参考に、「防鳥用ネット貸与申請書」に必要事項を記入し、まち美化推進課へご提出ください。

まち美化推進課

市役所庁舎2階
5番窓口
電話 75-1215

注) 支所での申請や郵送・FAXによる申請はできません。

使用予定場所の確認が必要なので、お手数ですがまち美化推進課窓口までご持参ください。

3 申請の受付期間

随時、受付けています。

注) 締め切りは設定していませんが、申請件数が予定枚数(各100程度)を超えた場合、来年度のお渡しとなる場合があります。